

第7編 掛金及び負担金

第1章 掛金及び負担金の払込み

共済組合の3つの事業(短期給付、長期給付、保健事業)に必要な費用は組合員の「掛金(厚生年金は保険料)」及び地方公共団体等の「負担金」で賄われています。

短期給付…組合員及び被扶養者の病気等に関し、相互救済を図るための給付。(健康保険制度に相当)

長期給付…組合員の退職等の際し、生活を図ることを目的として支給される給付。(老齢厚生年金等)

保健事業…組合の事業計画で定める、組合員の福祉の増進に資する事業。(人間ドック等)

- 1 掛金及び負担金(以下「共済費」という。)は、組合員の資格を取得した日(職員となった日)の属する月からその資格を喪失した日(退職又は死亡した日の翌日)の属する月の前月までの各月につき、別紙様式(P317～記載 短期、介護、厚生年金保険料、経過的長期、退職等年金)共済組合掛金・負担金払込書により地方職員共済組合沖縄県支部(以下「支部」という。)に払い込まなければならない。

〈法第114条第1項〉

(例) 4/1に地共済の組合員となった職員が6/30に退職し7/1に資格を喪失した場合、4月～6月分の掛金・負担金を払い込まなければならない。

組合員の資格を取得した日の属する月…4月 資格を喪失した日の属する月…7月

資格を喪失した日の属する月の前月までの各月…4月～6月

- 2 組合員の資格を取得した日の属する月にその資格を喪失したときは、その月の掛金は徴収する。ただし、下記の場合は、その喪失した資格に係るその月の掛金は徴収しない。

※ 退職等年金分掛金及び厚生年金保険料

その月に更に地共済組合員資格を取得したとき、又は厚生年金保険若しくは国民年金の被保険者資格を取得したとき

〈法第114条第2項〉

(例) 4/1に地共済の組合員となった職員が4/10に資格を喪失した場合、4月分の掛金は徴収する。

- 3 掛金及び負担金は、組合員の標準報酬の月額及び標準期末手当等の額を標準として算定するものとし、その割合は組合の定款に定める。

〈法第114条第3項〉

標準報酬月額…P335～の等級表、標準期末手当…等級表にあてはめず1,000円未満切り捨て

- 4 地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項の規定により育児休業等をしている組合員が育児休業掛金免除(変更)申出書(別紙様式第3号)により組合に申出をしたときは、その育児休業等を開始し

第7編 掛金及び負担金

た日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日の属する月の前月までの期間に係る掛金は徴収しない。 〈法第114条の2〉

■提出書類

(1) 育児休業掛金免除申出書（期間の変更の場合は「育児休業掛金等変更申請書」）

(2) 育児休業の辞令の写し

※ 月途中に復職した組合員は掛金を徴収します。

(例) 3/30まで育休を取得し、3/31に復職した場合3月分の掛金は徴収する。

育児休業等が終了する日(3/30)の翌日(3/31)の属する月(3月)の前月(2月)まで掛金を徴収しない。

【令和4年10月1日改正以降】

地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項の規定により育児休業等をしている組合員が育児休業掛金免除(変更)申出書(別紙様式第3号)により組合に申出をしたときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める月の掛金等(その育児休業等の期間が一月以下である者については、標準報酬の月額に係る掛金等に限る。)は徴収しない。

(1) 育児休業を開始した日の属する月とその育児休業等が終了する日の翌日が属する月とが異なる場合：その育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの月

(2) 育児休業等を開始した日の属する月とその育児休業等が終了する日の翌日が属する月とが同一であり、かつ、当該月における育児休業等の日数として主務省令で定めるところにより計算した日数が14日以上である場合：当該月

〈法第114条の2〉

5 産前産後休業をしている組合員が産前産後休業掛金免除(変更)申出書により組合に申し出をしたときは、その産前産後休業を開始した日の属する月からその産前産後休業が終了する日の翌日の属する月の前月までの期間に係る掛金は徴収しない。

産前産後休業期間…出産の日(出産予定日後であるときは出産予定日)以前 42 日から出産の日後 56 日までの間において勤務に服さなかった期間(多胎妊娠の場合は「42 日」を 98 日に読み替える)

■提出書類（出産前と出産後の2回に分けて申出を行うのが基本となる）

（1）**産前産後休業掛金免除申出書**（出産後、出産予定日と出産日が異なる場合は、「産前産後休業掛金免除変更申出書」、同じ場合は「出産証明書」を提出する）

（2）**添付資料** … 出産前は①②③、出産後は①④を添付すること

①産前産後休業の期間及び取得が確認出来る書類（休暇簿の写し等）

②出産予定日が確認出来る書類（妊娠証明書の写し、母子手帳の写し等）

③（多胎妊娠の場合）出産予定人数が確認できる書類（診断書の写し等）

④出産日が確認出来る書類（出産証明書の写し、母子手帳の写し等）

※ 産前産後休業期間の掛金免除は、各所属で給与システムの「欠勤病休情報管理」へ産前休暇、

産後休暇を登録する必要があります（多胎妊娠の場合は総務事務センターへ報告して下さい。）

※掛金を徴収しない産前産後休業期間は、健康保険法や労働基準法に記載されているものであり、沖縄県の産前産後休業期間とは異なるので混同しないよう注意してください。

6 介護掛金の不徴収

40歳以上 65歳未満の組合員で、海外派遣等により国内に住所を有しなくなる方又は障害者支援施設等の介護保険適用除外施設に入所する方は、共済組合に届出を提出することにより介護掛金の払込が不要となる。（負担金も払い込み不要。）当該組合員が再び国内に住所を有するとき又は介護保険適用除外施設を出所するときは、届出を提出すること。

■提出書類

（1）**介護保険第2号被保険者資格取得・喪失届出書**

（2）**添付書類**

①転入日・転出日が記載されている住民票の写し又は入所日・出所日が記載されている当該施設が発出した通知等の写し

〈法第113条・第114条〉

〈介護保険法第11条第1項〉

7 共済費の掛金及び負担金率

共済費の掛金及び負担金率は、別表1（給料及び期末手当等）のとおりである。

なお、当該掛金及び負担金率については、改正の都度通知するものとする。

〈短期については、地共済定款第37条〉

〈退職等年金については、連合会定款第20条〉

第7編 掛金及び負担金

第2章 掛金及び負担金の基礎となる報酬

掛金及び負担金の算定基礎額は、組合員が受けた給料、諸手当等の全てを合算した報酬月額を等級表に当てはめ、短期給付と長期給付の標準報酬月額を決定します。標準期末手当等額は等級表に当てはめず、期末勤勉手当額の千円未満切捨てた額になります。

〈法第2条第1項第5号・法第114条第3項〉

1 報酬

地方自治法第204条の規定の適用を受ける職員については、同条第1項に規定する給料及び同2項に規定する手当のうち期末手当、勤勉手当その他政令で定める手当を除いたものとし、その他の職員については、これらの給料及び手当に準ずるものとして政令で定めるものをいう。

2 期末手当等

地方自治法第204条の規定の適用を受ける職員については、同条第二項に規定する手当のうち期末手当、勤勉手当その他政令で定める手当とし、その他職員については、これらの手当に準ずるものとして政令で定めるものをいう。

3 知事及び地方公務員法第3条第3項に掲げる特別職組合員（知事・副知事・出納長・企業局長・人事委員長・代表監査委員・病院事業管理者及び特別職の秘書）

- (1) 沖縄県知事等の給与及び旅費に関する条例第3条に規定する給料、及び第7条に規定する通勤手当及び期末手当
- (2) 沖縄県特別職の秘書の給与及び旅費に関する条例第3条に規定する給料、及び第4条に規定する通勤手当及び期末手当

4 3を除く一般職組合員

- (1) 沖縄県職員の給与に関する条例第5条に規定する給料表に掲げる給料及び第10条から第32条に規定する手当
- (2) 沖縄県企業職員給与規程第4条に規定する給料表に掲げる給料、及び第6条から第21条に規定する手当(退職手当を除く)
- (3) 現業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規則第2条に規定する給料表に掲げる給料、

第7編 掛金及び負担金

及び手当(退職手当を除く)

(4) 給料の調整額に関する規則に規定する給料の調整額

沖縄県の復帰に伴う特別措置に関する法律の規定による特別手当等(昭和47年人事院規則9-59)の第2条に規定する差額基本手当に相当する額

(5) 経過措置額(減額された額)

第7編 掛金及び負担金

第3章 掛金及び負担金算定の最高限度額

1 短期掛金等の算定の標準報酬月額及び期末手当等に係る最高限度額

| | | |
|-----------|----|--------------------|
| 任意継続組合員以外 | …… | 1,390,000円(標準報酬月額) |
| 任意継続組合員 | …… | 440,000円(〃) |
| 期末手当等 | …… | 5,730,000円(年間累計) |

2 長期掛金等の算定の標準報酬月額の最高限度額

| | | |
|--------|----|-----------------|
| 標準報酬月額 | …… | 620,000円 |
| 期末手当等 | …… | 1,500,000円(月単位) |

なお、当該最高限度額については、改正の都度通知するものとする。

第4章 掛金の給与からの控除

1 組合員の給与支払機関は、毎月給料等を支給する際掛金に相当する金額を控除して組合員に代わって支部に払い込まなければならない。 〈法第115条第1項〉

2 月の途中で人事異動があった場合は、その月の給料を支給する所属所において払い込むものとする。 ただし、特別会計及び一般会計又は特別会計相互間の異動について給料を日割計算して支給する必要があるものについては、その月の初日に所属していた所属所において払い込まなければならない。

※ 上記の所属所は、給与の支払いを行う総務事務センター、各病院、企業局総務企画課などを指す。

3 組合員が月の途中で他の組合(国の組合を含む。)に異動した場合におけるその者のその月の掛金は異動後の組合に払い込まなければならない。 〈運用方針第114条関係〉

※ 3/31付けで職員が国へ異動した場合、沖縄県が対象職員に対して支払った3月分の給与から掛金・負担金が控除されているため、還付請求忘れに注意すること。

第7編 掛金及び負担金

第5章 負担金の算定

1 地方公共団体の機関、特定地方独立行政法人又は職員団体、公庫等、共済組合及び国はそれぞれ地方公務員等共済組合法第113条、第140条、第141条及び第142条の規定により、地方公共団体、職員団体、公庫等、共済組合及び公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律に基づく派遣先(以下「公益法人等の派遣先」という。)が負担すべき金額を毎月支部に払い込まなければならない。

〈法第116条第1項〉

〈公益法人等派遣法第7条第2項、第3項、第11条〉

2 負担金の算定については、組合員の標準報酬の月額及び標準報酬期末手当等の額の総額に負担金率を乗じて算定すること。この場合において組合員の標準報酬の月額及び標準報酬期末手当等の額の総額については地方公共団体の予算科目ごとに算定してもよいこと。ただし、払込書は1葉で払い込むこと。

〈運用方針第116条関係〉

第6章 昇給及び給与改定にかかる掛金及び負担金の算定

1 遡って給与改定、昇給等が実施された場合は、その変動が反映された月(差額調整が行われた月)を変動月として、それ以降継続した3か月に受けた報酬(変動月より前の差額分を除く)を基礎として随時改定を行うこととなる。(12月に給与改定(4月に遡る)が行われた場合は3ヶ月後の3月に随時改定を行う)

2 発令誤りなど組合員の責めに帰さない事由や扶養親族の申告漏れなど組合員の責めに帰する事由により過去に遡及して報酬の見直しがなされた場合については、本来の**固定的給与**の変動が生じた月を起算月として随時改定に該当するかどうか算定する。(非固定的給与(時間外勤務手当等)のみの誤りは随時改定しない)

※ 具体的な事案においては、本人の帰責性、遡及して調整する期間(時効)や掛金等の額、事務的負担等、遡及による影響を勘案して処理を行う。

3 標準期末手当等の額が決定した月後に期末手当等の増額又は減額が行われる場合は、当該月に遡って標準期末手当等の額を見直す。

第7編 掛金及び負担金

第7章 無給休職者等の掛金及び負担金の取扱い

- 1 病気・自己啓発休業等により掛金の控除が行われなときは、組合員は掛金に相当する額を支部に払い込まなければならない。

納付期限は、その控除が行われるべき毎月の末日。

〈法第 115 条第3項・施行令第 30 条〉

- 2 前項の組合員にかかる負担金については、地方公共団体又は、公益法人等の派遣先が負担するものである。

第7編 掛金及び負担金

第8章 公益法人等の派遣職員並びに割愛職員の掛金及び負担金の取扱い

1 公益法人等の派遣職員については、次のように取り扱う。

(1) 地共済の掛金・負担金の算定の基礎となる報酬は、所属所(派遣元)と派遣先で支給する報酬等の合計額を基に標準報酬月額を決定し、期末手当等の算定基礎についても同様に行う。

(新規の派遣職員は派遣前の標準報酬を継続し、固定的給与に変動が生じるときは随時改定により標準報酬を改定する。ただし、退職派遣職員は派遣先で加入する健康保険の標準報酬を参酌する)

(2) 給料(本俸)を支給する派遣元団体又は派遣先団体は、上記(1)の標準報酬月額又は期末手当等を標準として、掛金を算定し給与又は期末手当等を支給する際、掛金相当額を控除して組合員に代わって支部に払い込まなければならない。(納付期限は、その控除が行われるべき毎月の末日)

この場合、払込書の備考に職員ごとに氏名、組合員番号・掛金基礎額を明記するものとする。備考欄に記入できない場合は、別紙にて提出。

(3) 派遣及び退職派遣職員に係る負担金(県の負担部分を除く)は、公益法人等の派遣先が負担する。

(納付期限は掛金の控除が行われるべき毎月の末日)

この場合、払込書の備考欄に職員ごとに氏名・組合員番号・掛金基礎額を明記するものとする。備考欄に記入できない場合は、別紙にて提出。

(4) 所属所(派遣元)は、派遣及び退職派遣職員に係る報酬について、毎月確認を行い、固定的給与に変動があった場合、その変動が反映された月を変動月として、それ以降継続した3か月に受けた報酬を基礎として随時改定に当たるかを判断し、改定を行う必要がある場合は、そのつど標準報酬随時改定基礎届を支部に提出するものとする。

2 割愛職員は採用の時点で沖縄県の職員として採用されるものであるから他の組合員と同様、当支部の組合員資格を取得しなければならない。

したがって、共済費の算定についても所属所で算定し、支部に払い込まなければならない。

第7編 掛金及び負担金

第9章 地方自治法に基づく派遣職員の掛金及び負担金の取扱い

〈運用方針第114条、116条関係〉

- 1 地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の17第1項の規定による求めに応じ派遣された職員はその者の報酬又は期末手当等を支給することとなる地方公共団体の職員が組織する組合の組合員となり、したがって、沖縄県に派遣されたものは当支部の組合員資格を取得するので共済費については、一般組合員と同様に取扱う。
- 2 派遣職員である組合員の掛金は、その者の給料を支給することとなる地方公共団体の職員として受けるべき報酬又は期末手当等を標準として算定する。
- 3 派遣職員である組合員にかかる負担金の負担は、当該職員を派遣した地方公共団体と当該職員の派遣を受けた地方公共団体との協議(協定書)により決定されるものであるが、協定書がない場合は当該職員の報酬又は期末手当等を支給することとなる地方公共団体が負担するものである。

〈運用方針第116条関係〉

- 4 前項の場合における負担金は当該派遣職員の報酬又は期末手当等を支給することとなる地方公共団体の職員として受けるべき報酬又は期末手当等を標準として算定する。 〈運用方針第116条関係〉

第10章 掛金及び負担金の過払いの取扱い

- 1 所属所は共済費を支部に超過して払い込みした場合は、翌月の払い込みで調整(充当)するものとする。ただし、掛金の還付を必要とする場合は別紙様式第4号及び第5号により支部長あて請求する。

〈地共済運営規則第29条〉

■提出書類

(1) 掛金

- ①掛金還付請求書(様式第4号)・・・組合員
- ②超過納付額証明書(様式第5号)・・・所属所(知事部局等にあつては総務事務センター、病院は各病院、企業局は総務企画課 など)

(2) 負担金

- ①納入通知書(財務会計システムで調定)

第7編 掛金及び負担金

科目ごとに作成（短期、介護、厚生年金（年金含む）、退職等年金、経過的長期（業務）

（3）添付書類

①過年度（返納・支出）に伴う共済費支払報告書（様式給記第2号）

（コーラル21 → 「給与業務担当者の方へ」 → 様式集 → 11 特別処理に関する様式）

②積上計算リスト

※ 掛金・負担金の請求は一緒をお願いします。

2 掛金及び負担金(団体に係るものに限る)を徴収し、又は還付を受ける権利は、二年間行わないときは、時効によって消滅する。この場合の時効の起算日は、その掛金等を徴収し、又は払い込むべき月の翌月の初日となる。
〈法第144条の23第2項・運用方針第144条の23関係〉

第11章 掛金及び負担金の端数処理

共済費の算定で円未満の端数が生じた場合はこれを切捨てる。
〈法第144条の26第2項〉

第12章 期末手当等に係る掛金及び負担金について

1 期末手当等に係る掛金及び負担金の算定方法等について

(1) 組合員が受ける期末手当等(期末手当・勤勉手当・寒冷地手当をいう。)を算定基礎とし、その受けた額の合算額(その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)に別表2の掛金及び負担金率を乗じて算定する。

(2) 掛金の標準となる期末手当等の最高限度額

短期…… 5,730,000円(年間総額)

長期…… 1,500,000円

〈法附則第33条、施行令附則第37条の3〉

〈法第114条第4項〉

2 期末手当等に係る掛金の対象者について

(1) 期末手当等の支給日の属する月の末日に組合員である者について掛金を徴収する。

よって、期末手当等の支給日月の末日において組合員でない者にあつては、期末手当等の基準日において組合員であっても期末手当等に係る掛金は徴収しない。負担金についても同様である。

第7編 掛金及び負担金

(2) 組合員である者が育児休業等を取得している場合

ア 期末手当等の支給日が育児休業等の期間中であり、期末手当等の支給日の属する月の末日が子の3歳の誕生日前で、かつ、育児休業等をしている日である場合は、掛金及び負担金(※)は徴収しない。ただし、期末手当等の支給日の属する月の末日が、子の3歳の誕生日以後であるか、又は育児休業等をしていない場合は、徴収する。

※掛金に相当する金額の負担金は免除となるが、負担金の全てが免除ではない。(P317 掛金・負担金一覧表)

イ 期末手当等の支給日が育児休業等の期間中でない場合で、支給日後、同月中に育児休業等を取得し支給日の属する月の末日が、子の3歳の誕生日前で、かつ、育児休業等をしている日である場合は、掛金及び負担金は徴収しない。

【令和4年10月1日改正以降】

標準期末手当等の額に係る掛金等については、1月を超える育児休業等を取得している場合に限り徴収しない。
〈法第114条の2第1項〉

(3) 組合員である者が産前産後休業を取得している場合

ア 期末手当等の支給日が産前産後休業の期間中であり、期末手当等の支給日の属する月の末日が出産の日(出産の日が出産予定日後である場合は出産予定日)以前42日から出産の日後56日までの間にあり、かつ、産前産後休業をしている日である場合は、掛金及び負担金(※上記)は徴収しない。ただし、期末手当等の支給日の属する月の末日が、出産の日から57日を経過した日以降である場合又は産前産後休業をしていない場合は、徴収する。

イ 期末手当等の支給日が産前産後休業の期間中でない場合で、支給日後、同月中に産前産後休業を取得し、支給日の属する月の末日が、出産の日(出産の日が出産予定日後である場合は出産予定日)以前42日から出産の日後56日までの間にあり、かつ、産前産後休業をしている日である場合は、掛金及び負担金(※上記)は徴収しない。

(4) 欠勤、休職その他の理由により期末手当等の一部が支給される場合は、現に支給される額を基礎に期末手当等に係る掛金及び負担金を算定することとし、全部が支給されない場合は、期末手当等に係る掛金・負担金は徴収しない。

第7編 掛金及び負担金

- (5) 地方職員共済組法定款第27条に規定する公益法人等派遣組合員、地方公務員等共済組合法第139条に規定する派遣職員である組合員、同法第140条に規定する継続長期組合員(公益法人等への退職派遣職員含む)、同法第141条に規定する組合役職員等の場合は、組合の運営規則で定められた期末手当等の現に支給される額について、期末手当等に係る掛金・負担金を算定する。
- (6) 組合員が職員団体専従職員の場合、休職で他の地方公共団体に派遣されている者の場合は、当該職員団体又は派遣先において現に支給される期末手当等に相当する給与について期末手当等に係る掛金・負担金を算定する。
- (7) 期末手当等の基準日に所属する組合と支給日に所属する組合とが異なる場合、期末手当等の支給機関(基準日に所属する団体)が当該組合員の掛金を徴収し当該団体が負担すべき期末手当等に係る負担金とあわせて後の組合(支給日に所属する組合)に払い込む事になる。国・地方間での異動の場合も同様とする。
- (8) 期末手当等が2つ以上の団体から支給される場合は、それぞれの団体から支給される期末手当等について期末手当等に係る掛金・負担金を算定する。

3 給与改定等により期末手当等に係る掛金等に差額が生じた時の取扱いについて

- (1) 給与改定、昇給、昇格等により遡及して期末手当等に差額が生じた場合は、改定後の期末手当等の額に基づいて算定された掛金の額と、改定前の期末手当等の額に基づいて算定された掛金の額との差額を徴収又は還付する。
- (2) 期末手当等の支給日に組合員であった者が、差額の支給日に既に退職等により組合員でない場合の取扱いは、(1)と同様とする。
- (3) 育児休業等を取得したことにより、期末手当等に係る掛金・負担金が徴収されない者について、給与改定等による期末手当等に差額が生じた場合は、当該差額については、期末手当等に係る掛金・負担金は徴収しない。

第7編 掛金及び負担金

- (4) 期末手当等の差額の支給日に育児休業等の期間中であっても、育児休業等の期間中でない期間に係る期末手当等の給与改定等による差額については、期末手当等に係る掛金・負担金は徴収する。
- (5) 入力誤り等によって支給すべき期末手当等の額に誤りがあり、翌月以降において精算が生じた場合は、期末手当等に係る掛金の差額を徴収又は還付する。
なおこの場合、期末手当等の差額支給日に組合員でなくても期末手当等に係る掛金の差額を徴収又は還付する。
- (6) 期末手当等に係る負担金に差額が生じた場合は、地方公共団体等はその差額を当組合に納付又は当該組合から還付をうける。

4 期末手当等に係る掛金等の精算時期

- (1) 給与改定等により遡及して期末手当等の差額が徴収又は還付された場合は、期末手当等の差額支給月に精算する。
- (2) 期末手当等について追給又は返納する事由が生じた場合は、期末手当等の追給又は返納があった月に精算する。
- (3) 上記事由等により期末手当等に係る負担金に差額が生じた場合は、当該事由の発生月に精算する。
なお概算払をした期末手当等に係る負担金にあつては、当該事業年度末までに精算するものとする。

5 期末手当等に係る掛金等の納付について

組合員の給与支給機関は、毎月の掛金と同様に、期末手当等を支給する際に期末手当等に係る掛金を控除し組合に納付する。又、地方公共団体等が負担すべき期末手当等に係る負担金については、期末手当等の支給月の末日までに納付する。

なお、期末手当等の支給が月の末日の場合にあつても、原則として同様に取扱うこととする。

第7編 掛金及び負担金

第13章 追加費用の算定

追加費用は、施行法第3条の5及び第96条並びに施行令附則第73条の規定により、地方公共団体及び共済組合が負担することとなっているが、当該費用の算定の方法等については次により取扱うものとする。

1 算定の方法

毎年4月1日現在の掛金算定の標準報酬月額総額×12×追加費用率＝追加費用額（円未満切捨て）

2 追加費用の根拠

(1) 共済組合の長期給付制度においては、保険制度として積立金の制度をとっており、長期給付（基礎年金拠出金の負担を含む。）に充てるべき積立金が積み立てられることとなっている（本法第24条）ので、掛金及び負担金以外の費用を負担する必要はないが、本法の施行の日（昭和37年12月1日。以下「旧施行日」という。）前の期間を有する組合員については、施行法の規定によりその期間も組合員期間に算入され、給付額の算定の基礎となるので、この旧施行日前の期間に係る給付について、旧施行日以後の掛金及び負担金とは別にその給付に必要な資金が必要である。

この資金として、国の旧法等による共済年金制度のもとに積み立てられたものは組合に引き継がれているが、恩給制度の期間に係る長期給付に必要な資金についてはこのような引継ぎがなされておらず、また、当該共済年金制度による積立ても十分でなかったため、組合が長期給付を行うためには多額の資金が不足することとなるので、これらの期間に係る資金の不足額については追加費用として、使用者である地方公共団体、国又は組合が負担することとなっている。

（施行法第96条第1項、第2項）

また、公団等の旧施行日前の勤務期間を組合員期間に算入することにより不足する長期給付に充てるべき積立金も追加費用に該当することとなり、これは当該公団等が負担することとなっている。

（施行法第96条第3項）

(2) 年金額の改定、制度の改正及び給与改定等により増加する旧施行日前の期間部分に係る費用は、地方公共団体、国又は組合が追加費用として負担することとなっている。 （施行法第3条の5）

第7編 掛金及び負担金

(3)これら追加費用の支払方法としては、具体的には、当該年度の4月1日における組合員である当該地方公共団体の職員等の掛金の標準となる標準報酬月額額の総額に12を乗じて得た額に、毎事業年度ごとに自治大臣が告示する追加費用率(厚生年金保険料25.7/1000、経過的長期0.8/1000)を乗じて得た金額を、当該年度の9月末日までに組合に払い込む事となっている。

〈施行令附則第73条、運用方針施行法第96条関係、施行令附則第73条の1〉

また、公団等が追加費用として負担すべき金額は、組合が前年度に支給した年金額のうち当該公団等の役職員であった期間に応ずる金額とされ、当該公団等は組合の通知に基づき、翌年度の3月末日までに組合に払い込むものとされている。

〈施行令附則第74条〉

第14章 派遣及び退職派遣職員に係る子ども・子育て拠出金振込について

- 1 子ども・子育て拠出金は、派遣先団体が負担する。
- 2 子ども・子育て拠出金の算定については、組合員(派遣及び退職派遣職員)の長期掛金・負担金の基礎となる給料額の総額に拠出金率(3.6/1000)を乗じて算出する。(拠出金率:令和4年4月1日時点)この場合、給料の総額は、派遣先団体の経理区分ごと、又は、予算科目ごとに算定してもよい。
- 3 子ども・子育て拠出金の算定で円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。